

第6期

# 函館市 障がい福祉計画

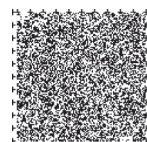
【令和3年度～令和5年度】

(2021年度)

(2023年度)



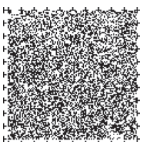
函館市



## SPコードについて

この計画書には、各ページの右下または左下にSPコードを印刷しており、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」で読み取ることにより、目の不自由な方が、計画書に記載された文章を音声で聞くことができます。

また、SPコードの横の切り込みは、コードの位置を知らせるものであり、表面と裏面のそれぞれにコードがついているため、切り込みも2つとなっています。



# はじめに

函館市では、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を基本理念に、障がいを理由とする差別がなくなるように、あらゆる社会的障壁を取り除く取組を実施し、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らすことができるまちづくりを進めてきました。



一方で、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、市民が必要としている施策も一層多様化・複雑化してきています。

このような状況に対応するため、平成28年に障害者基本法に基づく「第2次函館市障がい者基本計画」（10か年計画）を、令和3年には令和7年度までの5年間の推進指針を策定して、各種障がい者施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づく「函館市障がい福祉計画」につきましても、平成18年度の第1期計画から、令和2年度を最終年度とする第5期計画まで3か年ごとに策定し、このたび、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期函館市障がい福祉計画」を策定いたしました。

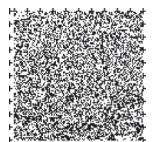
この計画は、第5期計画における取組状況と令和元年度に実施した「障がい児・者実態調査」の結果等に基づき、取り組むべき課題を整理するとともに、必要なサービス量の見込みやサービス提供体制の確保方策等について取りまとめたものです。

今後は、この新たな計画のもと、障がい者等の施策のさらなる推進を図ることとしておりますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、函館市障がい者計画策定推進委員会の委員の皆様をはじめ、実態調査等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

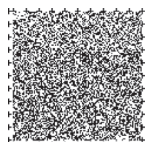
令和3年3月

函館市長 工藤 壽樹

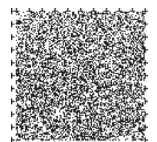


# 目次

第1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の策定体制	1
5	計画推進のための基本的事項	1
	(1) 計画の基本理念	1
	(2) 計画の基本的な方向	2
6	SDGsの考え方	4
	【参考1】函館市障がい福祉計画の策定経過	6
	【参考2】「函館市障がい者基本計画」と「函館市障がい福祉計画」	7
	【参考3】障がい福祉サービス等の体系	8
第2	障がいのある人およびサービス提供体制の現状	9
1	障がいのある人の現状	9
2	障がい福祉サービス等の事業所整備状況	11
第3	第5期計画における取組状況	13
1	相談支援体制の充実と強化	13
2	障がいのある人の地域生活への移行促進	13
3	地域社会の支え合い	13
4	障がいのある人の就労の促進	13
5	障がいのある子どもに対する支援の強化	14
6	権利擁護の推進	14
第4	第6期計画における重点的な取組	15
1	相談支援体制の充実と強化	15
2	障がいのある人の地域生活への移行の促進	15
3	地域社会の支え合い	16
4	障がいのある人の就労の促進	16
5	障がいのある子どもに対する支援の強化	17
6	権利擁護の推進	17



<b>第5</b>	<b>令和5年度の成果目標と第5期計画の進捗状況</b>	<b>18</b>
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	18
	(1) 地域生活移行者数	18
	(2) 減少見込入所者数	18
2	一般就労への移行等	19
	(1) 一般就労移行者数	19
	(2) 就労定着支援事業の利用者の割合	20
	(3) 就労定着率が8割以上である就労定着支援事業所の割合	20
3	障がい児支援の提供体制の整備	20
4	相談支援体制の充実・強化	21
5	障がい福祉サービス等の質の向上を図る取組の実施	21
<b>第6</b>	<b>障がい福祉サービス等のサービス量の見込み</b>	<b>22</b>
1	障がい福祉サービス	22
	(1) 訪問系サービス	22
	(2) 日中活動系サービス	25
	(3) 居住系サービス	33
2	相談支援	35
	(1) 計画相談支援	35
	(2) 地域移行支援	35
	(3) 地域定着支援	36
3	障がい児支援	37
	(1) 障害児通所支援	37
	(2) 障害児相談支援	42
4	地域生活支援事業	43
	(1) 必須事業	43
	(2) 任意事業	53



第7 計画の推進	58
1 関係機関との連携	58
2 国および北海道との連携	58
3 計画の進行管理	58

#### 【資料編】

○ 第2次函館市障がい者基本計画（抜粋）	59
○ 第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）	62
○ 令和元年度 障がい児・者実態調査の概要	63
○ 計画策定の経過	72
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱	73
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿	74

### 「障害者」の「害」の表記について

「害」は悪い意味で使われる文字であり、不快感があるとの意見もあることから、「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、法律や制度に用いられる場合を除いて、「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。

